

令和6年度 都市税財源の充実確保について

1 地方法人課税のあり方

地方税を国税化し地方へ再配分することは、受益と負担という地方税の原則に反するだけでなく、地方分権の進展に逆行し、地方自治の本旨に反するものである。国は、限られた地方税財源の中で財源調整を行うのではなく、総体としての地方税財源の充実強化を図るとともに、自治体間に不要な対立を生む措置を是正すること。

2 ふるさと納税制度の廃止を含めた抜本的な見直し

ふるさと納税制度により、多くの自治体において、応益負担の原則によるべき住民税が大幅な減収となっている。住民税は、地方自治体が行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものであり、その地域の住民が負担し合うものである。現在のふるさと納税制度は、受益と負担という地方税の原則を歪めている。

不透明な景気情勢の中、ふるさと納税制度による減収は、これまで以上に、自治体の財政運営に深刻な影響を及ぼしており、制度の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

3 総合経済対策に伴う交付税減収に対する確実な補填

今回の総合経済対策に盛り込まれた定額減税に当たっては、個人住民税の減収額については、全額国費で補填するとされたところであるが、所得税の減税に伴う交付税法定率分（33.1%）の減収については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、確実に全額国の責任において補填すること。

4 こども・子育て政策に係る財源の確保

こども・子育て政策の強化に必要な財源は、こども・子育ての基本となるべき施策に地域間格差が生じないように、国の責任において、地方財源も含めて確実に確保すること。

また、こども・子育て政策の強化には、地域の実情に応じてこれまで進められてきた自治体独自の取組と協調して実施していくことが効果的であり、現場の自治体が計画的にサービス等を提供できるよう安定的な地方財源を確保すること。

5 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保

長引いたコロナ禍や現下の原油価格・物価高騰等に伴い、住民生活や経済活動への甚大な影響が継続し、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き、不透明な状況となっていることから、こども・子育て政策の強化をはじめ社会保障関係経費、地方公務員の給与改定に係る経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含めた確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

6 原油高騰・物価高騰対策等に係る地方財源の確保

コロナ禍で疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の原油価格・物価高騰等に対応するため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の経済状況等を踏まえつつ、重点支援地方交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。

7 固定資産税の安定的確保

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

令和6年度評価替えに当たっては、土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めるべきである。

なお、令和5年度税制改正において創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

8 自動車関係諸税のあり方の検討に当たっての地方財政への配慮

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、CASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

衆議院議員
伊藤 達也 殿

令和5年11月30日

東京都市区長会
会長
渡部

